○北陸地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市庵町茗荷谷五四番一から同市庵町杉谷四一番一まで	前	一四・八〇～五二・〇〇	メートル
	後	二五・八〇～七九・五〇	キロメートル 〇・六五〇 〇・六五〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百六十号　七尾市庵町茗荷谷五四番一から同市庵町杉谷四一番一まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

○北陸地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百六十号　七尾市庵町オ之部一三番から同市庵町井之部一六九番一まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八・〇〇～八・〇〇	前	八・〇〇～四六・〇〇	メートル 〇・四九八
上越市大字長浜字宮ノ川九〇八番二から同市大字長浜字宮ノ川九〇六番二まで	後	一〇・〇〇～四六・〇〇	キロメートル 〇・四九八

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十九号　石川県羽咋郡宝達志水町子浦甲五二番一から同町荻市チ五〇番一まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市平林字高屋敷一三七一番六から同市宿田御伊勢前一〇五三番一まで	前	一五・五〇～一八・〇五	メートル 〇・三五二
	後	一三・五〇～一八・〇五	キロメートル 〇・三五二

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　村上市平林字高屋敷一三七四番一から同市平林字高屋敷一二八五番一まで　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号